

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者への適切な対応等を求める意見書

現在、慢性閉塞性肺疾患（以下「COPD」という。）は、健康日本21において対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられています。COPDによって一度破壊されてしまった肺は、治療では元に戻らないため、重症化する前段階での治療開始が大切ですが、厚生労働省等のデータによると国内のCOPD患者の約500万人が未診断であると考えられており、早期診断、早期治療への取組の強化が必要です。

よって、政府は、潜在的なCOPD患者への適切な対応等を行うため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. COPDを診断するスパイロメーターについて、地域の医療機関への配備を支援するとともに、臨床検査技師、保健師等に対する正確な計測のための研修を実施し、ガイドラインの周知徹底を図ること。
2. 胸部X線や胸部CT検査といった画像検査とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発及び普及を行うこと。
3. 地方自治体における受診勧奨策に対しての財政支援や、保険者努力支援制度等、COPDの重症化対策等の取組推進へのインセンティブ制度の導入を行うこと。
4. COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
5. COPD関連の厚生労働科学研究費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制を強化すること。
6. COPDに対する情報や知識の普及、啓発のため、かかりつけ医等の正しく豊富な知識、経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育や企業団体における保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進を図ること。
7. COPDの症状などを紹介するチラシや、COPDのリスクが分かるCOPD集団スクリーニング質問票などのチェックシートの作成や配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下に向けた地方自治体の活動に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提出先〉

財 務 大 臣

厚生労働大臣